

## 認定農業者になりましょう！

認定農業者とは経営改善を図ろうとする農業者が「**農業経営改善計画**」を作成し、市町村が認定する仕組みです。**国の各種支援策は、認定農業者に対して重点的に行われます。**

### 【対象者】

#### ○農業を意欲的に取り組む方

年齢、性別、専業・兼業農家、経営規模、個人・法人は問いません。

#### ○以下の目標を5年後に達成できるよう目指す方

- ・農業所得…約400万円以上
- ・年間就業時間…1,800～2,000時間

### 【手続き】

認定を受ける方は「**農業経営改善計画書**」を砂川市役所 農政課に提出してください。

#### ・農業経営改善計画の主な内容

経営規模拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の内容と改善等の大きな4つの目標と、それらを達成するための内容。

詳細は、農政課（54-2121 内線353）までお問い合わせください。

## 有害鳥獣であるエゾシカの駆除を行っています

砂川市では、エゾシカによる農業被害を防ぐため、主に高速道路の東側を地域として次のように駆除を実施しています。

日の出の直後、日没の直前にエゾシカが良く活動するので、その時間帯に農地の近くで駆除する場合がありますので、農業者皆さまにおかれましては、ご理解ご協力をお願いいたします。

1. 駆除実施時期 … 4月1日から3月31日まで
2. 駆除の方法 … 銃猟（ライフル銃や散弾銃による駆除）
3. 駆除の区域 … 概ね高速道路の東側の地域
4. 駆除の実施者 … 北海道猟友会砂川支部砂川部会に委託しております。

詳細は、農政課（54-2121 内線353）までお問い合わせください。

## 農地転用には許可が必要です

**農地を農地以外のものとする場合**または**農地を農地以外のものにするため所有権等の権利設定・移転を行う場合**には、原則として許可が必要になります。

例えば…

- ・住宅、工場、店舗、学校、病院等の施設用地にしたい
- ・道路、水路等の用地にしたい
- ・青空駐車場として利用したい
- ・農業用施設を建てたい
- ・一時的な資材置場にしたい
- ・作業員仮宿舎を設置したい

これらを行うには

**申請が必要です！**

万が一、許可を受けないで無断で農地を転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合は、**農地法に違反**することになり国または都道府県知事から工事の中止や原状回復命令がなされる場合があります。

農地の転用を考えている方は、農業委員会事務局（54-2121 内線354）まで事前にご相談ください。